

ニトヴァルデン準州による新型コロナウイルス感染症予防のための各種措置の緩和について

【ポイント】

● 12月9日、ニトヴァルデン準州は、イベントの参加人数に関する一時的な緩和措置を発表

【本文】

12月9日、ニトヴァルデン準州は、新型コロナウイルス感染症予防のために実施中の各種措置の内、イベントの参加人数に関する一時的な緩和措置を発表しました。

12月24日(木)から26日(土)までのクリスマス期間中、教会での礼拝への参加人数が現行の30人以内ではなく50人以内に緩和されます。
これは、当該期間中だけの例外的な緩和措置です。

○ニトヴァルデン準州発表(ドイツ語のみ)

<https://www.nw.ch/aktuellesinformationen/73432>

※参考：過去のニトヴァルデン準州に関連する措置

○11月3日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100111639.pdf>

○10月16日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100104436.pdf>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>